

|       |    |
|-------|----|
| 意見提出者 | 個人 |
|-------|----|

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目                               | 消滅時効の緩和  |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 物件や債権は、一定期間、利用されることがなければ所有権が消滅するという考え方が民法にある。プリペイドカードやプリペイド端末の利用権は、放置すれば消滅するという法的根拠になりかねず、突如としてNTTがテレホンカードを廃止しても違法ではなく、それどころか意図的にテレホンカードという債権を利用させないまま塩漬け・廃棄させることも可能。しかし、テレホンカードを用いて広くNTTの電話サービスを使うのは消費者の権利であり、ユニバーサルサービスを使うための債権に消滅時効があるほうがおかしい。  |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠             | 民法 消滅時効一般  |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | NTT東西は通話料だけでなく、加入電話の基本使用料も未使用テレホンカードでの支払いに応じ、さらには換金にも応ずべき。現状の煩雑で規制の多い通話料充当方法では、市場に出回っているテレホンカードは消化しきれず、民法の定める消滅時効がなし崩しで成立してしまう。<br>NTTがテレホンカードを意識的に利用しにくくしているとは思えないのと異なり、JR東日本はイオカードの換金、オレンジカードによる券売機利用を今でも続けており、これがプリペイドのあるべき姿というもの。債権の持ち主が誰であるかDBで特定できるケースでは、さらに大幅な消滅時効の緩和をすべきである。そもそも消滅時効は所有者の物件の使用や所有の意思がもはや推定できない時に発動するものであり、DBで所有者確認が容易に行える現在、ローマ法由来の規定をそのまま維持するほうが時代遅れ。 |